

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年9月17日(火)

開会 13時00分

閉会 15時18分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)、

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、課長補佐兼班長 佐藤正満

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也

保健体育課 課長 阿形克己、課長補佐兼班長 山口勉

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、主幹 伊藤誠、主事 川井加奈子

5 議案件名及び採択の結果

該当事項なし

6 請願陳情の付議の結果

件名	審議結果
請願1 「公立学校職員の人事について(請願)」について	不採択

7 報告題件名

件名
報告1 公立小学校における平成25年度新体力テストの継続実施率について
報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

8 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・**会議成立の確認**

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（平成25年9月4日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・**議事録署名人の指名**

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

請願1は人事管理に関する案件であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受け、そのあと、非公開の請願1を審議する順番とすることを承認する。

・**審議事項**

報告1 公立小学校における平成25年度新体力テストの継続実施率について（公開）
(阿形保健体育課長説明)

報告1 公立小学校における平成25年度新体力テストの継続実施率について

公立小学校における平成25年度新体力テストの継続実施率について、別紙のとおり報告する。平成25年9月17日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

別紙をご覧ください。新体力テストの継続実施率につきましては、表の1に表示しましたとおり、かねてから小学校における実施率が低いことが課題となっております。

継続実施率といいますのは、調査に該当するしないに関わらず、毎年継続して新体力テストを実施する学校の割合を言います。体力調査には、文部科学省が全国の小学校5年、中学校2年を対象に行う全国体力・運動能力・運動習慣等調査と、本県が毎年、およそ3分の1の学校を抽出し、全学年を対象に行っている体力・運動能力調査がありますが、小学校5年生だけ実施したり、3年に一度の県の抽出の年だけ実施したりでは、子どもたち一人ひとりにとって継続した調査データを得ることはできません。

そのため、県教育委員会では、子どもたち一人ひとりが自分の体力を知り、保護者と共に共有し、身長や体重のように自分の伸びが実感できる体力の成長の記録となるよう、継続的な新体力テストの実施を進めているところです。

1にありますように、本年度、県教育委員会が実施した平成25年度学校体力実態調査の結果、県内の公立小学校389校のうち、新体力テストを継続して実施する小学校数は159校で、新体力テスト継続実施率は、昨年度の28.9%から大幅に増加し、40.9%の本年度の目標値に達しました。

2をご覧ください。これまでの取組として(1)にありますように、昨年度末より市町教育委員会、小中校長会に向けて新体力テストの継続的な実施と結果の有効活用と、本年度、保健体育課に配置しました3名の体力向上推進アドバイザーによる小学校の学校訪問について説明をしまいいりました。また、教員に対しましても、(2)にありま

すように、体育担当者を対象とした研究協議会を県内6ヶ所、新体力テストの継続的な実施による授業の工夫改善、体力の成長記録の利活用について研究協議を行いました。

また、(3)にありますように6月4日より3名の体力向上推進アドバイザーが各担当地区の小学校を訪問し、継続的な実施と有効活用について説明をしました。9月12日をもって1回目の全小学校訪問を終えることができました。

(4)にありますように、新体力テストの結果を教員の簡単な操作で活用できるよう、集計ファイルを新たに作成し、全小学校に配布したところです。

3をご覧ください。目標数値を達成したとはいえ、小学校における新体力テスト継続実施率は依然として低いことから、平成26年度50%、平成27年度60%の目標達成に向け、引き続き取り組んでまいります。去る9月5日に開催しました子どもの体力向上推進会議の中でも、新体力テストの結果を子ども自身を知ることや保護者と共有することが大切だと意見をいただきましたので、体力向上推進アドバイザーを活用し、引き続き各校に働きかけてまいります。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告1についてはいかがでしょうか。

丹保委員

2つ質問です。1の表ですが、まず、1つは、小学校と中学校、高校と実施率が随分違いますが、これはなぜかということ。もう1つ、ここに書いてある小中高の学校数は、全学校数ですか。

保健体育課長

1つ目のご質問は、小中の実施率の割合に大きな差があるというご質問だと思いますが、やはり先ほど来、説明申し上げましたように、体力テストを実施するにあたっては、中学校においては、保健体育科の教員が中心となり、各教科の取組、教育課程内での取組といったことへの視点が長けている状況があります。

一方、小学校では全教科を持つクラス担任制の中で、体育の中の体力テスト、密接に直結するわけではないですが、そういった観点を見たときに、教材的にそこへ踏み込んで体力テストを実施するところまでは至っていないような感じを私どもは感じておりました。そういったことから、教員を対象とした体力に関する研究会、研修会の中で、この教科における体力テストの実施状況をしっかり把握して、子どもの体力状況を把握し、体力向上を進めて欲しいとご案内したいところです。

括弧内の学校数は平成25年度での学校数ということです。

委員長

ということではありますが、よろしいでしょうか。

丹保委員

はい、分かりました。

委員長

他にはいかがでしょうか。

柏木委員

資料の一番下のほうに継続実施率の低い市町教育委員会と書かれていますが、これは公表が可能かということと、子どもたち自身も体力がどういうふうになっていくかを知る意味では、保護者、子ども共々必要なことだと思うので、力を入れて欲しい項目だと思います。

目標値、来年・再来年と今おっしゃいましたが、もっともっと高い数字を目標として、すぐにでも子どもたちが自分の体力を知るために頑張れるような目標を持っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

それに関わってですが、地域的に各市町で低いところがあったりとか、あるいは、平成21年度からの小学校の継続実施率を見ても、平成23年度に32%であったのが、平成24年度は28%に減って、今度は40%に上がるというような凸凹になっているんじゃないですか。こういうのって何か、低いなら低いなりの、先ほど確かに全教科を持っているということで、なかなか継続実施ができないというのは原因の1つかも分からないけれども、それ以外に例えば、地域性というか、教育委員会の取組の濃淡の話なのか、そういった低い要因はどう分析されているのかということも併せてお伺いしたいと思います。

保健体育課長

まず、地域性ということからお話ししたいと思います。明らかに(3)に示しましたように継続実施率の低い市町教育委員会があることは、それぞれの学校での授業計画であったり、その部分への指導助言では大切だと思っております。所管する小学校が多いところでは50数校ある市もあるし、極端な話、少ないところでは1校というところがあります。そういったところへ直接的に体力の向上に関する学校教育計画を見直すようなことを声掛けはしていきたいと思っております。

公表が可能かということからは、そういった理解を深めながら高めていって、その視点をまずは持っていきたいと思っております。

上がったたり下がったりということは、当該学校の受け取り方で継続実施率という言葉簡単に申し上げましたが、学校として3年に一度やっているのでもいいじゃないかと解釈してしまう学校。それから、小学校5年生は途中で悉皆調査もありましたが、小学校5年生はずっとやっているから、それが継続実施率と見ている、主体のほう为学校としてとらえている場合と、我々のほうは子どもに視点を置いて欲しいというところがあって、その違いがあります。

凸凹は、3分の1の継続している学校があったり、そうでなかったりということによって数値的な凸凹が出てくると思います。

育成支援・社会教育担当次長

この新体力テストが、元々体力を測るベーシックな調査です。これは全学年悉皆ということ。一方、県の調査は3分の1の学校を抽出して毎年調査します。小学校5年生と中学校2年生をほぼ抽出して、これは全国体力運動能力調査になります。

平成23年度は東日本大震災がございまして、全国の体力テストが中止になりました。そうすると、元々のベースになる新体力テストをやるインセンティブは、この平成

23年度になくなりましたので、その加減で80%弱で伸びていましたが、平成23年度にやらなかった学校が多かったものですから、平成24年度は若干数字が下がってしまいました。

前段の公表の話ですが、これは学力と同じように非常にナーバスなものです。しかしながら、平成25年度、三重県全体では40.9%、あなたの市町教育委員会は何%ですと、これは最低限、市町教育委員会に報告したいと思っています。他との比較はなかなか難しい部分がございますので、少なくとも県の平均に対して、あなたところはどうかという、そういうのは問題意識を持ってもらうために公表はやりたいと思っています。

柏木委員

結果ではなくて、やるやらないという段階なので、どこの市の体力が優れているという問題ではなく、やることが必要最低限だと思うので、うちの市として他の市よりやってないと思ったら、その数値が分かるだけでもちょっと張り切ってくれるんじゃないかと思います。それと、もう1点、体力テストをするかしないかという判断は市教委の判断になるのか、学校の校長なのか、担任なのか、どこの判断で決めるのかだけ教えてください。

保健体育課長

学校の教育活動の一環の中で、多分体力テストの実施方法は学校行事でやったりとか、何月何日に体力テストをやりますということなど、そういう計画を元にやっていきますので、するかどうかは校長の判断です。

加えて、小学校の体育の授業の中でやるかどうかということは、体育の授業計画の中で立てることですので、それは当然年度初めに各教科が持ち寄って、それで学校の教科の活動として考えていくので、当該の学校、校長などが判断のまず第一歩であります。

委員長

どうなんでしょう、数値目標の置き方。柏木委員から問題提起がありました。子どもものの体力を向上させようというのが目標であれば、この数値目標は継続実施率、ご説明をお伺いすると、継続実施率のとらえ方にもまちまちな部分がありそうな気がします。ただ、この継続実施率は少なくとももっと目標は高くてもいいんじゃないかというお話でしたが、その点についてはいかがですか。

保健体育課長

ご指摘いただいているとおりで、継続して子どもの成長を見るということが大事なところであって、今回ご報告申し上げているところは、その部分で我々県教育委員会としての姿勢が市町教育委員会を伝わって、あるいは各学校に伝わって行って、徐々に上がっていているところだと思いますし、委員長が言っていたように継続実施のとらえ方について、現場にずれがあることも事実ですので、そこは今ご意見いただいたところを十分確認しながら、継続実施率向上に向けて取り組んでいきたいと思っています。

育成支援・社会教育担当次長

平成25年度は40%、平成26年度は50%、平成27年度は60%、それが確かにまだまだ全国より低いというのは、そのとおりだと思いますが、着実にクリアして、

平成28年度以降もっと増えるということで、はじめから90%とかそういう数字というのは非常に理想的な数字ですが、現実性がないもんですから、毎年度10%ずつ目標値を増やしているところです。

委員長

できるだけ3年と言わず、2年で達成するぐらいの勢いでお願いしたいということだと思いますが。

何かございますか。

前田委員

初歩的な質問ですが2つあります。新体力テストの「新」というのは何か意味合いがあるんですか。

保健体育課長

以前は運動能力・体力診断調査といって、握力は今もあります、背筋力とか踏み台昇降、そういう種目がたくさんありました。その中で種目を厳選して現在の種目に固定されてきた部分があって、その入替の中で名前が「新」と付いております。

前田委員

その新体力テストというのは全国共通な言い方ですか。

保健体育課長

共通の言い方で、共通の種目です。

前田委員

2つ目は、質問というより私の素直な意見です。年度目標を年々上げていかれようとしている意図はここで分かりますが、本当に必要なものなら、なぜすぐ100%にならないのかと。お金とかこれを実施するにあたっての仕組みや資格など、何か複雑なものがあって、そこへ到達するまでに時間がかかるという、手順のうえで必要な時間なら分かりますが、今、お話を伺っているだけの内容でしたら、やろうと思えば、極端に言うて来年からでもできるんじゃないかという意見を持ったんです。現場の実情を知らない者ではありますが。

こういうものを参考にしてこれからの教育行政に活かしていこうとするならば、データサンプル数はしっかりと、地域性もきちっと網羅できて、今、分母の数は多いほうがいいし、継続的であるというのは、政策を打っていくうえでは基本的な部分じゃないかと思いますが、なぜ、それがもっと一挙に数字を上げられないのか。現場の事情が何かあるのかと思いました。

保健体育課長

実を言いますと、それは体育の学習指導要領の年次的な改正の機会があって、前回前ぐらいのところで、体育を生涯にわたって運動に親しむ姿勢や能力という感じで謳われて生涯スポーツと言われた時期があります。

今、新体力テストはそういった中で数値を取ることが学習のねらいではないと。要は、資質や姿勢や態度を育てることが体育の目標と言われている時期がありました。それがあって、中でも体力テストを体育の授業の中で取り組むか、あるいは学校教育活動、学校行事として取り組むかという選別もあって、そういった中で新体力テストをやるより、例えばボール運動を進めるとか、そういったことのほうに授業がなびいていった時

期があります。ですから、授業の中でも体力テストに取り組みにくいところが、ある時期ありました。

もう一つ、学校行事ともなってくると、授業時間確保となってきた、体育的活動を年間で精選する中で、3年に一度の抽出のときには体力テストをやりましょうとか、そういった実施計画を立てるような時期もあったというところではあります。

しかしながら、子どもたちの体力が非常に低い状況であることが昨今の課題となっていて、今現在、体力テストを継続的に実施して成長記録を見ようということを目指しているところではあります。

委員長

おそらくそのこともあって、2の「これまでの取組」の(3)のところでは体力向上推進アドバイザーの方が各小学校全校を訪問されるわけですから、そこで新体力テストの継続実施の意義みたいなものをお話しいただけるんだらうし、それを学校の体育的行事に位置づけるのか、それとも、体育の授業の中でやるのかというのは別として、それがなぜできないのかということも、いろいろとヒアリングはされているということで、それでいいんでしょうか。

そうすると、ここである程度、原因は分かってくるだろうと考えてもいいわけですか。

教育長

意識はそこまでいってないというのは、事実あると思います。授業時間の精選といっても体育の時間の中へカウントすればいいわけで、学校行事にする必要はないので、何時間分と、例えば4時間分はその体育の時間に充てるようにすればいいんですが、なかなかそういうことに考えが及ばないということとか、授業の仕組みだと思っただけですね。

あと、道具がないとよく言われます。四日市市教委ですと、学校が40を超えてくると、例えばボールなら、ボールが40個ではいけないわけです。また、学校の中で何個かずつ用意しなければいけなくなる。それについては、市教委で全体数を確保するからやるようにとあって、四日市はそういう仕組みを作り始めたということで、道具や授業時間をどうカウントするとか、一斉にやるにしてもノウハウがないのでどうやって回していいかわからないという、順番ですね。どういうローテーションで組んでいったらいいかわからないと。そういうのも市教委がしっかりしておれば、市教委の担当課が、こうやってやるという模範例を出せばいいわけですが、なかなかそこまでいってないような現状です。その辺りはやる気かと。道具については、ないのであれば市教委なりが手当てすればいい話になってくるかと。あるいは中学校から借りてくるとか、そういうことも可能なので、県教育委員会は、何がネックになっているのかをつかみながら、市町教育委員会にやれるような条件整備をアドバイスすることが大事かと思っています。

委員長

よろしいでしょうか。限りなく100%は目指して欲しい。そのステップとして10%ずつということなんだと理解しております。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（公開）

（田中社会教育・文化財保護課長説明）

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

指定管理者が行う公の施設の管理状況について、別紙のとおり報告する。平成25年9月17日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

それでは、1ページをお開きください。

指定管理者が行う公の施設の管理状況ですが、平成24年度に教育委員会が指定管理を行っている施設は、2つの社会教育施設です。指定管理の期間は、1ページにあるとおり、県立鈴鹿青少年センターについては、平成21年度から平成24年度までの4年間。また、7ページをご覧ください。こちらは県立熊野少年自然の家で、平成22年度から平成24年度までの3年間となっております。

それでは、1ページにお戻りください。まず、三重県立鈴鹿青少年センターです。指定管理者は三重県体育協会、指定管理者が行う管理業務の内容は、 から に掲げてあるとおりです。

2の「施設設置者としての県の評価」です。まず、1の「管理業務の実施状況」ですが、コメント欄にございますように平成23年度に引き続き、職員を2交代勤務とすることで利用サービスの向上に努めております。施設維持管理では省エネ化を図るなど光熱水費等のコスト削減を図り、効果的、効率的な管理運営を行っていることから、指定管理者の自己評価と同じくBということで、県の評価は空欄となっております。これは、二重線の欄外の『「評価の項目」の県の評価』のところにありますように、空白の場合は指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とするということで、Bの評価とさせていただきます。

2の「施設の利用状況」です。引き続き休業日の縮小に努め、施設の利用機会の拡大を図っております。青少年又は青少年育成関係者等への研修事業では、14の主催事業を開催し、幼児から一般まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習を行う場としての役割を果たしていることから、こちらについても指定管理者の自己評価と同じくBとしています。

3の「成果目標及びその実績」です。成果目標は3つございます。施設延利用者数は、成果目標74,100人を上回る77,163人を達成することができました。施設稼働率は、成果目標95.6%を上回る98.9%を達成することができました。利用者満足度につきましては、成果目標93.7%を上回る99.5%を達成することができたことから、こちらについても指定管理者の自己評価と同じくBとしています。

その下の「総括的な評価」につきましては、ただ今ご説明いたしました各コメントを整理したほか、危機管理等の取組が適正に行われていることなどを掲載しております。

2ページから4ページは、指定管理者の評価報告です。

次に、5ページをご覧ください。5ページは、平成24年度の指定管理が指定期間の最終年度にあたることから、全期間の評価を行うこととしておりまして、この評価表と

なります。

1の「指定管理者の概要等」につきましては、先ほどの説明と同じです。

2の「管理業務の実施状況」です。全期間におけるコメント欄をご覧ください。閑散期の利用を促進するため宿泊料金を2体系に設定し、また、2交代制の勤務体制とすることで受付時間を拡大するなど、利用者サービスの向上に努めています。また、積極的な施設・設備の修繕実施や光熱水費等のコスト削減を図ることにより、効果的・効率的な管理運営を行っております。

さらに、職員の人権研修の実施、県施策への貢献など、個人情報の取扱い及び危機管理についても適正に取り組んでおります。さらに、全ての利用者に対するアンケート調査の実施、利用者の苦情や要望への速やかな対応、職員研修の充実、危機管理マニュアルの整備等を行い、安定した施設管理を行っていることから、県の評価は全期間、指定管理者の自己評価と同じくBとしております。この掲載につきましては、先ほどと同じく空欄という取扱いとなっております。

3の「施設の利用状況」です。全期間におけるコメントは、繁忙期には休業日の縮小に努め、施設の利用機会の拡大を図っています。また、幼児から一般まで幅広い年齢層を対象とする主催事業の実施、利用者の研修ニーズに合わせた事業の実施、利用者サービスの向上につながる取組を行っています。さらに、利用者満足度が極めて高い数値を示していることから、当施設が利用しやすい施設になっているものと評価できます。このことから、県の評価はこちらについても全期間、指定管理者の自己評価と同じくBとしています。

4の「管理業務に関する経費の収支状況」ですが、収入の部の合計は、449,433,843円、支出の部の合計は、440,964,720円となり、差引8,469,123円の黒字となっております。

6ページをご覧ください。5の「成果目標及びその実績」です。全期間のコメントです。施設稼働率と施設延利用者数が目標に達していない年度があるが、利用者の増加を図るため、職員が学校や企業等を訪問するなどの利用促進活動の結果、指定管理期間最終年度には、すべての成果目標を達成することができた。また、利用者満足度が指定管理期間を通して成果目標を達成していることは高く評価できることから、指定管理者の評価が平成21年度、平成23年度、平成24年度がB、平成22年度がCの評価となっていることから、県も同じ評価を行いました。

6の「総括評価」です。総括評価は、ただ今ご説明申し上げた各コメントを整理しております。最後の下段をご覧ください、当該指定管理者は、2交代制勤務の実施、利用者の苦情等への即時対応、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての主催事業の実施など、基本協定に定める業務基準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行ったと評価できる。平成25年度から3期目の指定管理者として、公益財団法人三重県体育協会が引き続き指定されました。今後も一層利用しやすい施設づくり、利用者のサービスの向上を図っていく必要があると総括評価しております。

次に、7ページをご覧ください。こちらは三重県立熊野少年自然の家です。指定管理者は、熊野市観光公社です。指定管理者が行う管理業務の内容は、 から になってい

ます。

2の「施設設置者としての県の評価」です。まず、1の「管理業務の実施状況」ですが、利用者アンケートの結果を分析し、職員業務検討会で共有を図りながら、施設運営の工夫や主催事業の改善に取り組んでいます。また、施設の維持管理については、省エネ、省資源等環境への配慮を行い、コスト削減に努めるとともに、計画的な修繕を実施するなど、効果的・効率的な管理運営に努めています。こうしたことから、指定管理者の自己評価と同じく B ということで空欄としております。

2の「施設の利用状況」です。内外の小中学校の宿泊研修や、学校クラブ等のスポーツ・文化活動の拠点として利用促進に努めているとともに、27の主催事業や地域の団体等と連携した事業に取り組み、利用者の更なる拡大を図っていることから、こちらについても指定管理者の自己評価と同じ B と評価しております。

3の「成果目標及びその実績」です。熊野少年自然の家の成果目標は2つございます。施設延利用者数は、成果目標26,000人に対し、28,184人、利用者満足度は、成果目標90%に対し、96%となり、共に成果目標を達成していることから、こちらでも指定管理者の自己評価と同じく B ということで評価しております。

「総括的な評価」といたしましては、先ほどご説明申し上げた各コメントを整理したうえで、危機管理マニュアル等を作成し、取り組んでいることも記載しております。

8ページから10ページにかけては、指定管理者の評価報告です。

引き続き、11ページをご覧ください。熊野少年自然の家につきましても、指定期間の最終年度にあたることから、全期間評価を行っております。1の「指定管理者の概要等」は、先ほどと同じです。

2の「管理業務の実施状況」です。「全期間におけるコメント」といたしまして、少年の野外活動、レクリエーション活動、宿泊研修など指定期間を通じて創意工夫した取組を行っており、幅広い年齢層が参加可能な主催事業を随時実施し、アンケート結果を踏まえるなど利用者のサービス向上に努めております。施設・設備の維持管理は計画を立て、計画的に修繕を実施するなど、効果的・効率的な管理運営に努めています。指定期間を通じてコスト削減を図り、節電など省エネ・省資源等の環境への配慮も十分に行うとともに、関係法令順守や個人情報保護の適正な取組、職員研修の実施など業務遂行能力の向上に努め、適切な管理を行ったことから、全期間を通じて指定管理者の自己評価と同じく県の評価も B としています。

3の「施設の利用状況」です。「全期間におけるコメント」として、県内外の小中学校の宿泊研修、学校クラブや少年団のスポーツ・文化活動の合宿拠点としての利用促進に努めている。幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業や、地域の団体等と連携した共催事業の実施及び鈴鹿市青少年センターとの相互交流、県イベントへのブース出店などにより、利用者の更なる拡大を図っていること。利用者を受け入れていくうえでは、規定等に沿って適切に行っていること。指定管理者制度導入によって利用者サービスの向上に努めていることから、こちらでも指定管理者の自己評価と同じく、全期間、B と評価しています。

4の「管理業務に関する経費の収支状況」です。収入の部の合計は147,744,184円、支出の部の合計は141,817,066円、差引5,927,118円の

黒字となっております。

12ページの5の「成果目標及びその実績」をご覧ください。「全期間におけるコメント」です。平成22年度の延施設利用者数は目標に及ばなかったものの、23、24年度の目標は達成しており、利用満足度も達成していることから、概ね成果目標を達成できたと考えております。また、期間中、広報、情報発信、PR等を積極的に行い、成果目標を大きく上回ることとなりました。こうしたことから、指定管理者の平成22年度から24年度の全期間の自己評価と同じくBと評価しております。

「総括評価」については、ただ今申し上げた各コメントを整理しております。

下段において、「当該指定管理者は、施設・設備の維持管理、主催事業及び共催事業の実施、利用料金の収受、利用者への対応、個人情報保護への取組、環境への配慮、基本協定に定める業務規準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行ったと評価でき、全期間を通して指定管理者制度の導入による効果を認めることができる。第2期目も引き続き同じ指定管理者に指定されていることから、利用者サービスの向上と安全で快適な施設づくりを進めていく必要がある。」としています。

以上で、私からの説明を終わります。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告2についてはいかがでしょうか。

すごく初歩的な質問という語弊がありますが、収支差額で黒が出た分はどういうふうになりますか。

社会教育・文化財保護課長

指定管理者制度そのものが民間事業者を投入することによって、効率的・効果的な運営を図っていくという前提のもとで進めている事業で、利益は制度的に想定されていることとなっておりますので、当然指定管理者の収益として処理されることとなります。

委員長

その場合に、この収益を生むためにしばしばある話が、管理経費をできるだけ安くしている例が、僕はあり得るような気がします。官製ワーキングプアというものです。その恐れはないんでしょうねということですが、そこはモニタリングはされていますか。

社会教育・文化財保護課長

25年度から、それぞれの施設につきましても改めて指定管理者ということでスタートしているわけですが、その点につきましては、委員会を設けて適切な指定管理料でお願いするというので、委員会の中で適切であるという判断のもとに引き続き指定管理を行っていただいているという状況です。

育成支援・社会教育担当次長

前段の話も含めて、平成15年の自治法改正のときに、今までの公の施設の委託であれば、一定の自治体の使用をしっかりとった場合、もし差益が生まれたら最終で委託契約の変更ということで吸い上げることがありましたが、民間事業者の効果的な運営を目的としていますので、渡し切り制度で、自治体はその仕事をしっかりとってもら

った後の一定の差益については、それは民間事業者の更なるインセンティブというか、効果的な事業をやるためのものとして、それは精算しないということです。

ただ、岩崎委員長が言われたように、そういうことがあれば、それこそワーキングブアですか、そういうご意見がございましたが、今回25年度から29年度、今回、鈴鹿も熊野も5年間、それぞれの新たな指定管理期間になりましたが、そのとき、全段の期間の中で、あまりにも利益が出ていけば、そこも含めてこの数年間の指定管理料を自治体が見直すことになると思います。

委員長

自治体が見て、黒字なら、若干指定管理料を下げるという形にはしているんでしょうね。

育成支援・社会教育担当次長

それはバランスの中でしっかり適正に分析したうえで、その部分については、あまりにも逸脱した利益を生み出していけば、指定管理料を次期に見直すと、そういう話で使われていくと思います。

委員長

いかがでしょう。

丹保委員

7ページの「総括的な評価」の6つ目の「成果目標については」という一文がありますが、これをもう一度説明をして欲しいんです。

社会教育・文化財保護課長

こちらは、台風12号の影響がございまして、それで、23年度は県外からの宿泊者、台風12号に対する応援といった形での宿泊者が1,507人、23年度に比べると減少いたしました。また、一方、児童生徒の宿泊者は227人増加いたしました。そこでの差引は他の要因がございまして直接差引はできませんが、大きな要因としては、その他宿泊者としての台風12号の応援の増による、24年度はその分が若干減をしたということで792名の減少があったと分析しております。

丹保委員

その後で前段の文章の意味をもう少し説明をして欲しいんです。

育成支援・社会教育担当次長

今、丹保委員がおっしゃる7ページの記述は、12ページの一番上に熊野の3ヶ年の目標値が26,000人、23年度の実績が28,976人です。今、課長が申し上げたようにぐっと上がっています。これは平成23年の9月の台風12号の東紀州地域の災害で、それを立て直すために宿泊施設が要ということで、ここが宿泊の拠点施設になりました。ずっと利用が増えました。

ところが、24年はその反動もあって、災害も実際に収まりましたので、800人弱減ってしまいましたが、目標の26,000人はクリアしてますという文章です。

委員長

後ろの表を見るとよく分かるということになりましょうか。よろしいですか。

他にはどうでしょうか。

柏木委員

全部の評価がBですね。2ページの「施設の利用状況」で利用者数、稼働率、満足度、これだけの数値が上がっていたらAをあげてもいいんじゃないかと思うぐらいですが、敢えてBというのは何かあるんでしょうか。

委員長

私も同じことを聞きたくて、どうやったらAと自己評価できるんですか。

社会教育・文化財保護課長

そもそも、鈴鹿でいいますと2、3、4ページは、三重県体育協会が自己評価としてあげてきた評価ですので、そういう意味では、ここは私どもで当然のことながら作為があったわけではございませんので、Bという評価に対して、結果として県も自己評価に対する同じBを評価したということで、おっしゃるように私どももAとして評価いただいても、何ら異論があるわけではございません。

委員長

ただ、プラスとはつけられないの、ブランクのところに。例えば定性的な評価については、いろいろ見方もあるだろうから意見が食い違ってもいいけど、定量的な目標の部分は、例えば2ページにあるように利用者満足度が99.5%って、これ以上はないでしょう。そうすると、これはまさに「特に優れた実績を上げている。」と事業者が評価してもいいだろうし、つけてもいいだろうし、これがBというんだったら、これはBじゃない、Aだというお褒めの言葉と一緒に県でプラスと打ってはいけないのかということなんです。どうなんでしょう。

社会教育・文化財保護課長

まず、今回は24年度の評価をしておりますが、21年度から23年度の評価についてもBと。数字としましてはかなり近い数字として出てきている状況があるかと思えます。全期間を評価ということで、それぞれBとして評価する中での結果としての最終的な評価ではなく、全期間の評価という整理の中でBの評価ということで評価を出していただいております。

丹保委員

これは去年だったか一昨年だったか、私言ったことがあるんですね。多分今年は、去年一昨年の例を見て、あまり差がつかないようにBにしたんじゃないかという気がしますが。以前からもう少し甘くてもいいんじゃないかという話も無きにしもあらずなので、今後、その辺をどうするか。そうすると、Aには絶対にならないことになるんですね。どんなに頑張ってもAにはならないとなってしまうので、その辺の何か事情はあるんですか。

育成支援・社会教育担当次長

この指定管理者の導入は、全庁的にやっていますので、基本的に評価はかなり抑制されたところで、例えば自己評価は非常に甘々だと、我々としては厳しく評価しますし、自己評価が真ん中ぐらいで一生懸命やっているんだったら、それを是認するのが全庁的な評価というふうに私は理解していますし、3つ目標があるんですが、施設稼働率を目標設定そのものにしてますので理屈では言えないですが、若干甘い目標、1人でも利用者がいれば100%となっているんです。25年から29年の新たな5年間の指定管理期

間の定員稼働率でして、宿泊、例えば300のキャパなら、300の内の例えば30人なら10%の稼働というふうに見直しましたので、若干利用者満足などは確かに24年度はいいですが、施設稼働率については把握が甘いところがありますので、そこら辺の我々の感性も含めてトータルとして同じ評価Bということでさせていただいております。

丹保委員

全体のバランスもあるのでということですね。

前田委員

評価のところの自己評価ですね、数値的な部分は私ははっきりAをつけてもいいんじゃないかと。それから、イメージ的な問題がありますね。それは自分に厳しくというようなのは分からなくてもいいですが。先程来、出てます満足度90何%なんて、本当にそうかなと思うぐらいの数値ですが、だったら当然Aではないかという気がするんですが。

県の評価が一応段階的に同じだから空白になっていますが、これ、私はどうなのかなという気がするんです。何も書かずに自己評価と同じコメントをここで表しているということですよ、業者側と。感覚的な問題かもわかりませんが、どこかどこかがビジネスでもなんでもそうですが、アンサーが白紙のアンサーというのは、私は失礼ではないかと思うんですね。だから、プラスかマイナスか、その中間かということなんですね。ふっとこの書類を見たときに、ずっと評価のコメントのところまで読んでいかないと、これは書き忘れなのかと思います。中間を何も書かずにアンサーバックするのは、ある意味失礼ではないかと観念的には思いたくなる問題だと思います。何らかはここに同意しているというものを入れるのがいいと思います。

丹保委員

それについても、私も以前から不自然に思ってたんですね。これも多分県全体でこうやってるからというお答えでしょうが、一度、問題提起したらどうですか。教育委員会からもそういう話が、我々はある意味外部の人間ですから、そういう外部から見たら非常に変なことをやっているんじゃないかという意見があったので、おそらくこれ、今の感覚は私は自然じゃないかという気がしますね。それ、一度、問題提起をして、全県庁的に変えたらどうですかね。

委員長

いかがでしょうか。

育成支援・社会教育担当次長

委員おっしゃるようなことも、この様式を束ねている総務部がこういう様式を使用していますので、私、一職員としてこれをはじめに見たときに、確におっしゃるように空白ってどうかと思いました。そういう自分の感覚もありますし、教育委員の方々からもこのようにご意見をいただきましたので、総務部に意見させていただきます。

委員長

他はいかがでしょう。これは去年、指定管理者の選定の委員会にお願いした案件でしたか。今年から新しい指定管理期間に入っているんですね。そうすると少し突っ込むところが満載の企画書が出てたところじゃなかったですか。熊野のほう自主事業みたい

なのが毎年同じで、事業費だけが増えていくというのではなかったですか。
社会教育・文化財保護課長

それぞれの地域で独自の主催事業をきちんと行っていくようにさせていただきました。

委員長

そういう説明があったということでもいいんですか。

他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、特に空欄はちょっとおかしいという意見があったということだけ特記をさせていただきます。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

請願 1 「公立学校職員の人事について（請願）」について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり不採択とする。